

厚生労働省発職高第 0926001 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 19 年 9 月 26 日

厚生労働大臣 舛添 要一

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 除外率

- 一 郵便局の除外率を百分の三十から百分の十に改めるものとする。
- 二 除外率設定業種に郵便事業を設定し、除外率を百分の三十とするものとする。

第二 施行期日

この省令は、平成十九年十月一日から施行するものとする。